

地域指定年度	昭和 46 年度
計画策定年度	昭和 48 年度
計画見直し年度	昭和 52 年度
	昭和 58 年度
	平成 元 年度
	平成 8 年度
	平成 14 年度
	平成 21 年度
	平成 28 年度

豊川農業振興地域整備計画書

令和6年3月

愛知県豊川市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
（1）土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	3
（2）農用地利用計画変更の基本方針.....	5
ア 農用地区域への編入.....	5
イ 農用地区域からの除外.....	5
（3）農業上の土地利用の方向.....	7
ア 農用地等利用の方針.....	7
イ 用途区分の構想.....	9
ウ 特別な用途区分の構想.....	10
2 農用地利用計画.....	10
第2 農業生産基盤の整備開発計画	11
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	11
2 農業生産基盤整備開発計画.....	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	12
4 他事業との関連.....	13
第3 農用地等の保全計画	14
1 農用地等の保全の方向.....	14
2 農用地等保全整備計画.....	15
3 農用地等の保全のための活動.....	15
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	16
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画	17
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に 関する誘導方向.....	17
（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	17
（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	20
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の 促進を図るための方策.....	20
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	21

第5	農業近代化施設の整備計画	22
1	農業近代化施設の整備の方向	22
2	農業近代化施設整備計画	27
3	森林の整備その他林業の振興との関連	27
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	28
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	28
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	29
3	農業を担うべき者のための支援の活動	29
4	森林の整備その他林業の振興との関連	30
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	31
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	31
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	31
3	農業従事者就業促進施設	32
4	森林の整備その他林業の振興との関連	32
第8	生活環境施設の整備計画	33
1	生活環境施設の整備の目標	33
2	生活環境施設整備計画	37
3	森林の整備その他林業の振興との関連	37
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	37
第9	付 図（別添）	38
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）	
5	生活環境施設整備計画図（付図6号）	
6	農用地区域に含めないことが相当な農用地の図（付図7号）	
別記	農用地利用計画	39
(1)	農用地区域	39
ア	現況農用地等に係る農用地区域	39
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	39
(2)	用途区分	39

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

豊川市（以下「本市」という。）は、愛知県の南東部、東三河地域の中央部に位置し、南を豊橋市、西を蒲郡市、北を岡崎市と新城市に接しています。

市域は、一宮町（平成18年）と音羽町、御津町（平成20年）、小坂井町（平成22年）の合併を経て、東西に18.8km、南北に13.9kmの広がりを持ち、面積は161.14km²に及んでいます。

(イ) 自然的条件

気候は、太平洋岸式の気候区に属しており、令和3年の年平均気温17.2℃、年間降水量2,205.5mmと温暖で適切な雨量があり、降雪はまれに見られる程度です。

地形は、北部に木曾山系の本宮山連峰があり、その山ろく前面から中央部にかけて緩い傾斜の洪積台地が広がっています。南部は一級河川の豊川、二級河川の佐奈川や音羽川などによって形成された沖積低地が広がり、南西部は三河湾に面しています。

(ウ) 土地利用の現況

本市は、東名高速道路が東西に横断し、豊川ICと音羽蒲郡ICが物流や観光等の玄関口となっています。また、国道1号、国道23号が市の南西部を通過して近隣市との間を連絡し、国道151号と国道247号（小坂井バイパス）が南東部を通って東名高速道路や新東名高速道路への接続性を高めています。さらに、JR東海道本線、JR飯田線、名古屋鉄道などの鉄道網も充実し、名古屋や京浜、京阪神などの大消費地と結ばれた良好な市場条件を有しています。

この恵まれた交通条件を背景として、工業化や住環境の整備が進み、工業、商業、公共施設が集積した豊川地区、諏訪地区及び両地区を結ぶ中央通地区を中心として、幹線道路沿線などに市街地が形成されています。

農地は、豊川流域の平坦地を中心に広がり、豊川用水、牟呂用水、松原用水などによってかんがいされ、水稻をはじめ、大葉やスプレーマム、バラといった施設園芸、露地野菜など、多様で生産性の高い農業が営まれています。

(エ) 人口と産業の動向

人口は184,661人（令和2年国勢調査）で、近年、増加傾向にありますが、令和15年の総人口は、およそ182,734人になるものと推計されています。

また、総就業人口 96,606 人（令和 2 年国勢調査）は、第 1 次産業 4,701 人（4.9%）、第 2 次産業 36,129 人（37.4%）、第 3 次産業 55,776 人（57.7%）の内訳となっています。生産額を産業別にみると、第 1 次産業における農業の主要農産物の産出額は減少傾向にあり、第 2 次、3 次産業は増減を繰り返しています。今後もこの傾向が続くものと予想されます。

（オ）今後の方向

少子高齢化や人口減少等が進む中、本市は今後とも、農、商、工のバランスのとれた東三河地域の中核都市として発展するため「光・緑・人 輝くとよかわ」をまちの未来像に掲げ、様々な施策を展開していきます。

東三河の中心として、整備が進められている名豊道路（国道 23 号バイパス）や国道 151 号一宮バイパス、東三河環状線などの整備促進とあわせて、農業振興をはじめ、企業誘致や住環境整備を推進するなど定住・交流施策に重点的に取り組み、魅力と活力があふれる地域づくりを進めていきます。

特に農業振興は、全国でも有数の農業地帯にある本市の重要な施策です。近年では、AI などを活用したスマート農業や環境保全型農業等による持続的生産体制の取り組みとともに、観光との連携による地域活性化につながる農業の実現が進んでいます。今後、安定的な農業経営の支援、生産性の向上支援、担い手の確保・育成支援、安全・安心な農産物の消費拡大などにより競争力の強化を図り、魅力とやりがいのある農業の確立を目指していきます。

また、製造業を軸とした魅力ある企業の集積や活気あるまちづくりを進めることも本市の重要課題となっています。今後、豊川為当インターチェンジ周辺の開発計画など、広域からの交通アクセスをいかし、市内に立地する企業が行う工場等の新增設への支援や内陸部への新規企業用地等の確保を図っていきます。

そして、本市農業の基盤である優良農地の確保、保全を基本に、必要な施策を計画的に推進しつつ、増加している荒廃農地の解消や、企業誘致などの地域の振興上必要な非農業的土地需要との調和に留意しながら、秩序ある土地利用を推進していきます。

以下に用途別土地利用と移動の構想を示します。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和3年)	3,209	48.9	70	1.1	458	7.0	2,832	43.1	6,569	100
目標 (令和15年)	3,175	48.3	74	1.1	359	5.5	2,961	45.1	6,569	100
増減	△34		4		△99		129		0	

資料：豊川農業振興地域整備計画書基礎調査に関する基礎資料（R4）

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 3,191ha（令和 5 年）のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 2,530ha について農用地区域を設定する方針です。

なお、農用地区域外に見られる大規模な地区（10ha 以上）については、農振法第 10 条第 3 項の基準に則した編入を検討していきます。

（農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地）

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林 その他	計	
該当なし					

- a 集団的に存在する農用地で概ね 10ha 以上の農用地
- b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・ 地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
 - ・ 県単独、市単独の土地改良事業などの施行に係る土地
 - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者などの担い手の経営地に隣接する一定規模の土地など、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めません。

- (a) 集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる農用地

該当集落数 68 約 400ha

- (b) 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと思われる農用地

約 261ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定します。

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積 (ha)	農業用施設の種類
大木養鶏組合	一宮	3.8	養鶏団地
一宮町西部施設園芸組合	//	4.9	温室団地
東上グリーン	//	2.4	//
小坂井酪農組合	小坂井	5.0	酪農施設
計		16.1	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野がもつ機能と自然環境の保全に留意しながら、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び将来農地造成や基盤整備などが見込まれる土地について、農用地区域を設定します。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

農業振興地域内の土地において、今後概ね 10 年以上にわたり農用地として利用すべき土地について、農業振興を図るため農用地区域として設定するとともに、社会情勢の変化、市総合計画などとの整合を図り、優良農地の確保、保全に努める方針とします。

については、下記事項に留意のうえ検討するものとします。

ア 農用地区域への編入

以下のいずれかの項目に該当する土地とします。

- (ア) 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る土地
- (イ) 面積が概ね 10ha 以上の一団の農地で、今後も優良農地として保全していくことが望ましい土地
- (ウ) 過去に事業実施のため農用地区域から除外したが、事業の中止などにより当該目的に供しないことが明らかとなった土地
- (エ) 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地

イ 農用地区域からの除外

(ア) 近代化の図れない土地

自然条件などからみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地で、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外に当たっては最小限にとどめるものとし、必ずしも農用地等が荒廃化しているなど土地利用現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難と認められる次の全ての要件を満たす土地とします。

- a 過去 30 年以内に農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も事業の実施見込みがない土地
- b 自然条件などからみて、生産性の低い土地で農業の近代化が図れない土地
- c 除外後、周辺の農地に与える影響が軽微であり、関係農家への農業経営に支障が少ない土地

(イ) 集落などに介在する土地

集落などに介在する農用地については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外に当たっては最小限にとどめるものとし、必ずしも農用地等が荒廃化しているなど土地利用現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難と認められる次の全ての要件を満たす土地とします。

- a 集落内に介在（原則 3 方向以上が宅地等に接している）し、周辺の農用地と一体的な利用が困難な土地で、今後、近代的な農業を進める上で 30a 以上の農

地に整備することから、概ね 30a 未満の土地

- b 営農条件が悪く、生産性の低い土地
- c 除外後、周辺の農地に与える影響が軽微であり、関係農家への農業経営に支障が少ない土地
- d 相当期間（20 年以上）農業生産基盤整備事業が実施されていない土地

※ a の考え方の基準となる面積（30a 未満）について

本市の優良農地のほ場は概ね 30a 区画で整備されており、30a 未満の農地では効率的な農業を営むことが困難なため。

(ウ) 山林などに介在する土地

山林などに介在する農用地については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外に当たっては最小限にとどめるものとし、必ずしも農用地等が荒廃化しているなど土地利用現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難と認められる次の全ての要件を満たす土地とします。

- a 林地に介在し、周辺の農用地と一体的な利用が困難な土地で、今後、近代的な農業を進める上で 30a 以上の農地に整備することから、概ね 30a 未満の小規模な飛び地の土地
- b 営農条件が悪く、生産性の低い土地
- c 除外後、周辺の農地に与える影響が軽微であり、関係農家への農業経営に支障が少ない土地
- d 相当期間（20 年以上）農業生産基盤整備事業が実施されていない土地

※ a の考え方の基準となる面積（30a 未満）について

本市の優良農地のほ場は概ね 30a 区画で整備されており、30a 未満の農地では効率的な農業を営むことが困難なため。

(エ) 個別変更案件

本市の農業振興地域整備計画において計画達成に与える支障が軽微で、かつ農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号に規定する除外の法的要件を全て満たすものについては、農用地区域からの除外を検討します。

(オ) 公共事業による変更案件

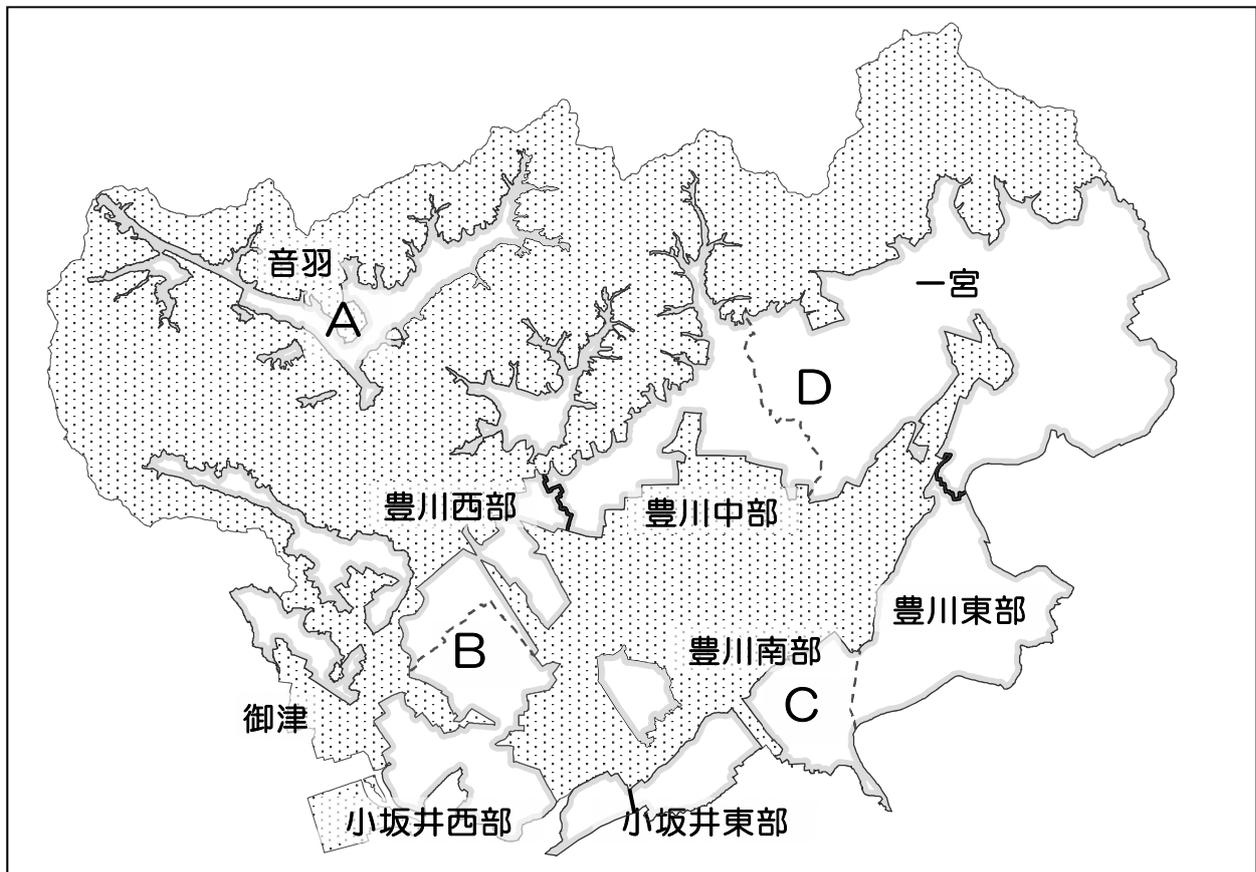
本市の農業振興地域整備計画において計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれのない農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 4 項に規定する政令第 8 条第 4 号に該当する省令第 4 条の 5 の公共性の特に高いと認められる事業に係る施設については、本計画が農業振興を図る上で重要な計画であるとの認識のもと、関係部局との調整を行い、農用地区域から除外します。

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市では、自然条件、社会条件などを踏まえて、以下に示す 4 地区に区分し、各地区の特色をいかした方針に基づいて農用地区域を設定します。

地区区分図



(ア) 音羽地区 (A)

本地区は、本市の北西部に位置し、赤坂町、長沢町、萩町により構成されています。

また本地区は、音羽川上流部の中山間地域にあり、水稻を主体とした生産が行われています。

「音羽米」の産地として、減農薬、減化学肥料栽培による、こだわりの米づくりが進められていますが、山間谷地を中心に未整備農地が残っており、近年は、有害鳥獣被害による影響が深刻な問題となっています。

担い手への農地の集積・集約化、有害鳥獣被害防止対策を図り、「音羽米」産地として維持、発展を図っていきます。

(イ) 豊川西部・御津・小坂井西部地区 (B)

本地区は、本市の南西部に位置し、豊川西部（為当町、白鳥町、八幡町、小田

澍町、森、白鳥、国府南)、御津(上佐脇、下佐脇、新田、御馬、西方、坪野、大草、赤根、広石、豊沢、金野)、小坂井西部(伊奈町、美園)の3区域により構成されています。

また本地区は、豊川用水の下流部にあり、水稻をはじめ、イチジク、ミカン、シクラメンなどの生産が行われています。

イチジクの施設栽培による差別化、高付加価値化やブロックローテーションによる水田の高度利用が進む一方、北部の山間谷地には未整備農地が残り、荒廃農地も増加傾向にあります。

一方、豊川西部の白鳥地区では、大型商業施設の開業により、市内の特色ある商品や農産品等の販売により地域活性化を図るほか、新たな産業拠点として令和5年度から令和9年度にかけて約10ha規模の企業用地を造成し、安定した雇用の場の確保、同地区の住工混在の解消及び秩序ある土地利用を推進していきます。また、市総合計画、都市計画マスタープランに位置付けられた国道23号蒲郡バイパス豊川為当IC周辺の新たな産業集積を検討するなど、地域農業と調和のとれた開発を目指していきます。

今後は、増加する非農業的土地需要と調和した秩序ある土地利用の形成に努めるとともに、施設化や集団転作、担い手への農地の集積・集約化、基盤整備、荒廃農地の解消などに努めていきます。

また、果樹、花き産地の強化と水田を有効活用した土地利用型農業の活性化を図っていきます。

(ウ) 豊川東部・豊川南部・小坂井東部地区(C)

本地区は、本市の南東部に位置し、豊川東部(三谷原町、牧野町、土筒町、当古町、院之子町、麻生田町、二葉町、向河原町、谷川町、三上町、上野)、豊川南部(正岡町、行明町、柑子町、瀬木町、西島町、中条町、牛久保町、下長山町)、小坂井東部(小坂井町、篠束町、宿町、平井町)の3区域により構成されています。

また本地区は、豊川用水、松原用水、牟呂用水の受益地にあり、水稻、施設園芸を主体とした生産が行われています。

豊川東部を中心に、大葉、トマトや花きなどの施設園芸が盛んで、認定農業者も多く、施設園芸を基幹とする本市農業の中心地帯となっています。

今後は、優良農地の確保、保全を基本として、施設の近代化、担い手の規模拡大などを促進し、本市農業の中心地として維持、発展を図っていきます。また、小坂井東部や豊川南部の湿田地帯では、排水改良に努め、水田を畑地として有効利用する取り組みにより、土地利用型農業の活性化を図っていきます。

(エ) 豊川中部・一宮地区(D)

本地区は、本市の北東部に位置し、豊川中部(三蔵子町、樽井町、六角町、大

崎町、長草町、野口町、市田町、千両町、財賀町、平尾町)、一宮(東上町、江島町、松原町、上長山町、一宮町、大木町、篠田町、西原町、足山田町、豊津町、橋尾町、金沢町)の2区域により構成されています。

また本地区では、豊川用水、松原用水、牟呂用水を利用した水稻をはじめ、野菜、果樹、畜産などの多様な生産が行われています。

施設団地の導入やブロックローテーションによる水田の高度利用により生産性の高い農業が営まれています。山間谷地を中心に荒廃農地の増加が問題となっています。

今後は、担い手への農地の集積・集約化、多様な担い手や耕畜連携による荒廃農地の解消などに努め、水田、畑、樹園地を有効活用した土地利用型農業と施設園芸のバランスのとれた発展を図っていきます。

単位：ha

地区名	区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
音羽地区 (A)		186	—	—	1	187
豊川西部・御津 ・小坂井西部地区 (B)		831	—	—	11	842
豊川東部・豊川南 部・小坂井東部地区 (C)		729	—	—	13	742
豊川中部・一宮地区 (D)		1,002	—	—	31	1,033
計		2,747	—	—	55	2,803

出典：土地課税台帳に基づく基礎調査結果
四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも一致しません。

イ 用途区分の構想

(ア) 音羽地区(A)

本地区の農用地は、その多くが水田であり、音羽川沿いの平坦地や山間谷地に分布しています。

平坦地では、県営ほ場整備事業などにより概ね基盤整備が完了していますが、山間谷地を中心に未整備農地が残り、荒廃農地も増加傾向にあります。

今後は、音羽米産地として維持、発展を図るため、未整備農地の基盤整備、荒廃農地の解消などに努め、農地約186ha、農業用施設用地約1haを維持、保全していきます。

(イ) 豊川西部・御津・小坂井西部地区 (B)

本地区の農用地は、三河湾に面した西部の樹園地帯、南部の畑地帯、河川沿いの平坦地に広がる水田地帯に大別されます。

樹園地帯や山間谷地を中心に未整備農地が一部残っていますが、平坦地では、ほ場整備事業などにより概ね基盤整備が完了し、ブロックローテーションによる水田の高度利用が進められています。

今後は、果樹、花き産地の強化と水田を有効活用した土地利用型農業の活性化を図るため、施設化、団地化、荒廃農地の解消などに努め、農地約 831ha、農業用施設用地約 11ha を維持、保全していきます。

(ウ) 豊川東部・豊川南部・小坂井東部地区 (C)

本地区の農用地は、豊川東部及び小坂井東部北側の畑地帯と豊川南部及び小坂井東部南側の水田地帯に大別されます。

豊川東部の農用地は、県営ほ場整備事業などにより概ね基盤整備が完了していますが、豊川南部及び小坂井東部の農用地の多くが旧耕地整理法による整備区域となっており、小区画、排水不良の水田が多く残っています。

今後は、本市農業の中心的な農業地帯として維持、発展を図るため、施設の近代化、団地化や担い手の規模拡大、ほ場の大区画化、排水改良などに努め、農地約 729ha、農業用施設用地約 13ha を維持、保全していきます。

(エ) 豊川中部・一宮地区 (D)

本地区の農用地は、豊川中部西側の水田地帯、豊川中部東側の畑地帯、一宮西部の水田地帯、一宮東部の畑、樹園地帯に大別されます。また一宮西部には、温室団地、養鶏団地が導入されています。

県営ほ場整備事業などにより整備された水田地帯ではブロックローテーションが進み、高度利用が図られていますが、山間谷地を中心に荒廃農地が増加傾向にあります。

今後は、水田、畑、樹園地を有効活用した土地利用型農業と施設園芸のバランスのとれた発展を図るため、施設の団地化、農地の集積・集約化、集団転作、荒廃農地の解消などに努め、農地約 1,002ha、農業用施設用地約 31ha を維持、保全していきます。

ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は設定しません。

2 農用地利用計画

別記のとおりとします。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市では、豊川用水事業（S24～42）をはじめとして、関連する豊川総合用水事業（S55～H13）や豊川用水二期事業（H11～R12）、県営かんがい排水事業、ほ場整備事業その他各種事業により農業生産基盤の整備を進めてきました。

これまでの整備により、農地の区画整形や用排水路、農道の整備は進んできていますが、ほ場の大区画化や排水改良が進んでいない旧耕地整理法による整備区域、施設の老朽化、山間谷地を中心とする未整備区域などが課題となっています。

今後は、整備された施設の適切な維持更新を図ることを基本に、農地中間管理機構（農地バンク）等による担い手への農地の集積・集約化推進のためのほ場の大区画化、用水改良や自然的・社会的状況や立地条件の変化等により早急に整備を要する排水機場の改修など、地域の状況に応じた農業生産基盤の整備を検討し、生産性の向上と農業経営の安定化を図っていきます。

なお事業の実施にあたっては、環境、景観への配慮や、農業が有する多面的機能の発揮を考慮しつつ進めていきます。

（1）音羽地区（A）

本地区の農地は、平坦地を中心に東名音羽蒲郡インター関連や県営のほ場整備事業などにより整備が行われ、基盤整備が概ね完了しています。

しかし、老朽化した用排水路が見られるほか、農地の区画は約 10a から 30a と小さく、一部では用排水路が利用され、水管理に多大な労力を要しているとともに、老朽化により排水に支障をきたしています。さらに、農家意向調査（令和4年）においても担い手育成に必要な支援は、「農業基盤整備事業の実施」が他の地区よりも高くなっています。

今後は、地域の状況に応じて、多面的機能支払交付金制度の活用、用排水路など整備された施設の適切な維持、更新やほ場の大区画化により、農業生産性の向上と農業経営の安定化を図っていきます。

（2）豊川西部・御津・小坂井西部地区（B）

本地区の農地は、平坦地を中心に非補助融資土地改良事業などにより整備が行われ、基盤整備が概ね完了しています。

しかし、老朽化した用排水路が見られるほか、樹園地帯や山間谷地には未整備農地が残っています。

今後は、地域の状況に応じて、用排水路や排水機場など整備された施設の適切な維持、更新により、農業生産性の向上と農業経営の安定化を図っていきます。

(3) 豊川東部・豊川南部・小坂井東部地区 (C)

本地区の農地は、県営ほ場整備事業や旧耕地整理法などにより整備が行われ、基盤整備が概ね完了しています。

しかし、老朽化した用排水路が見られるほか、旧耕地整理法による整備区域を中心に小区画、排水不良の水田が多く残っています。

今後は、地域の状況に応じて、用排水路など整備された施設の適切な維持、更新により、農業生産性の向上と農業経営の安定化を図っていきます。

(4) 豊川中部・一宮地区 (D)

本地区の農地は、平坦地を中心に県営ほ場整備事業や県営かんがい排水事業などにより整備が行われ、基盤整備が概ね完了しています。

しかし、老朽化した用排水路が見られるほか、樹園地帯や山間谷地には未整備農地が残っています。

今後は、地域の状況に応じて、用排水路や排水機場など整備された施設の適切な維持、更新により、農業生産性の向上と農業経営の安定化を図っていきます。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
豊川用水二期事業	幹線水路改築 181.4km 支線水路改築 469.0km 水管理施設一式	B~D	2,076.2 (17,500.8)	①	平成 11~令和 12 年 248,391,000 千円
県営経営体育成 基盤整備事業	区画整理 1 式	A (豊川菟)	20	②	令和 4~9 年 584,000 千円
県営経営体育成 基盤整備事業	用水路 1 式	B-1 (八幡 23 工区)	23	③	令和 6~10 年 200,000 千円
農地中間管理機 構関連農地整備 事業	区画整理 1 式	A (長尺)	15	④	令和 8~13 年 500,000 千円

農業生産基盤整備開発計画図 (別添付図 2 号)

受益面積：() は全体

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

農業の果たす食料確保、緑地保全などの多面的機能を発揮し、市街化区域周辺や集落周辺における都市的機能を高めるため、各種地域振興計画との調和を保ちながら、秩序ある土地利用を推進します。

また、豊川用水事業や県営かんがい排水事業などの基盤整備との整合性や、河川改修、道路の新設（改良）、都市計画街路との有機的な統合を考慮して事業を進めます。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業、農村の活性化に向けては、住みよい農村環境づくりと農業生産性の向上が不可欠であり、そのためには他の土地利用関係法と調整を図りながら、優良農用地として保全すべき区域を明確にし、農用地の無秩序なかい廃と荒廃農地の発生防止や解消に努め、限られた平坦地の合理的かつ計画的な利用に努める必要があります。

しかし近年、この農地、農業用水の適切な保全管理が、高齢化や混住化、有害鳥獣被害などにより困難になり、山間谷地を中心に荒廃農地や山林・原野化した非農地が増加しています。担い手による荒廃農地の再生利用や市民参加によるサツマイモ栽培など、農地の有効利用の取り組みがある程度は進められていますが、新たに発生する荒廃農地が上回っている状況にあります。一方、国民の環境意識の高まりを背景として、農地、農業用水が持つ多面的機能の発揮や環境保全を重視した農業生産への転換が強く求められるようになっていきます。

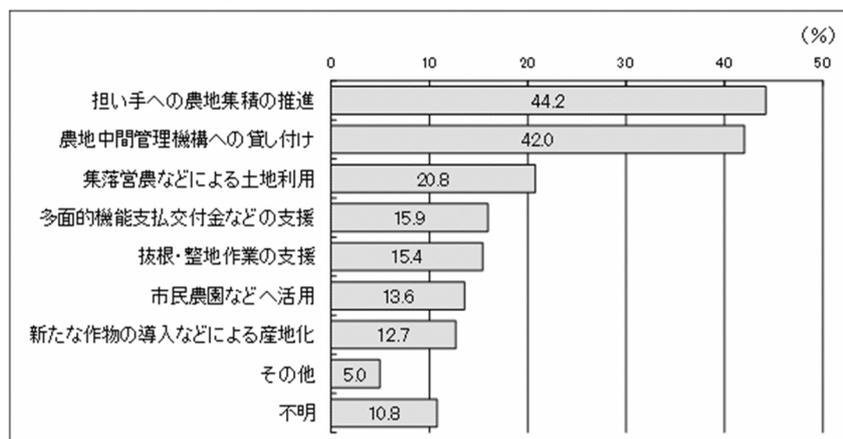
また、農家意向調査（令和4年）においても、荒廃農地の解消を求める声は強く、その対策としては、下図に示すように、担い手や農地中間管理機構（農地バンク）への貸付に対する期待が大きくなっています。

そのため、農業生産基盤の整備を進め、農地中間管理事業や利用権設定等を活用した担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、研修会等による導入作物の指導や集落営農、法人、新規就農者などの多様な担い手による農地の有効利用を図っていきます。

また、多面的機能支払交付金制度等を活用して、農地、農業用水の保全に関する地域の共同活動や、環境保全に向けた農業者の先進的な営農活動に対して総合的に支援し、農地・水・環境の良好な保全と質的向上に努めていきます。

さらに、農地の災害による機能低下を防止するうえで緊急性のある地域を対象に排水機場の更新整備や農地防災ダムの整備等、計画的な防災施設整備に努めるとともに、有害鳥獣被害防止施策などを推進し、農業生産の維持増進を図っていきます。

※令和4年農家意向調査—荒廃農地対策について



資料：農家意向調査（令和4年）

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
多面的機能支払交付金事業	市田地区農村環境を守る会 農地維持・資源向上 (共同・長寿命化)	D-1 (市田)	39	①	令和4~8年 2,816千円※
多面的機能支払交付金事業	江島環境保全グループ 農地維持・資源向上 (共同)	D-2 (江島)	41	②	令和4~8年 1,445千円※
多面的機能支払交付金事業	音羽地域環境保全隊 農地維持・資源向上 (共同・長寿命化)	A (音羽)	104	③	令和4~8年 9,256千円※
多面的機能支払交付金事業	麻生田みどり会 農地維持・資源向上 (長寿命化)	C-1 (麻生田)	88	④	令和元~5年 3,695千円※
県営防災ダム事業	堤体工 L=84.2m	B-1 (八幡大池)	36.2	⑤	令和4~7年 159,000千円
多面的機能支払交付金事業	橋尾みどり会 農地維持・資源向上 (共同・長寿命化)	D-2 (橋尾)	19	⑥	令和元~5年 1,108千円※
多面的機能支払交付金事業	下佐脇みどり会 農地維持・資源向上 (共同・長寿命化)	B-2 (御津町 下佐脇)	92	⑦	令和2~6年 5,524千円※
県営たん水防除事業	排水機場 1箇所	B-2 (御津)	260	⑧	令和10~17年 2,000,000千円
県営たん水防除事業	排水機場 1箇所	D-2 (下ノ郷)	244	⑨	令和8~15年 1,500,000千円
県営たん水防除事業	排水機場 1箇所	B-3 (伊奈)	189	⑩	令和8~15年 2,000,000千円
県営防災ダム事業	ため池 1式	A (長谷池)	23	⑪	令和6~9年 122,000千円

農用地等保全整備計画図（別添付図3号）

※:多面的機能支払交付金事業の事業費は令和4年度時点

3 農用地等の保全のための活動

(1) 多様な主体による農地の有効利用

農地を良好な状態で保全管理するためには、まず将来にわたって経営を継続する担い手に利用管理されることが基本となります。そのため、認定農業者のみならず、株式会社をはじめとした企業等、新たな担い手を育成し、農業委員会や農業協同組合のほか農地中間管理機構（農地バンク）などの関係機関と一体となって、農地の貸借や農作業の受委託を進め、担い手への農地の集積・集約化を促進します。

また、地域の自主的、主体的な農地保全活動を支援するとともに、認定新規就農者や「とよかわ就農塾」等により育成した新規就農者、UIJ ターン農業者の農

業参入を支援し、農地の有効利用を推進します。

加えて、6次産業化に資する地域の農業者による取り組み支援とあわせて、農地の有効利用による管理利用施設の整備された観光農園や体験農園の実施などにより、都市と農村の交流促進を図ることで、農村振興施策を進めます。

さらに、市民農園の整備などを通じた団塊世代の生きがいつくりや耕畜連携による飼料用稲の栽培など、農地を有効活用した取り組みを進めます。

(2) 荒廃農地の再生利用の推進

農業委員会、農業協同組合、土地改良区などとの連携により設立した「豊川市耕作放棄地対策協議会」を中心として、荒廃農地の解消啓発や荒廃農地の復旧にかかる費用の一部助成などの実施により、荒廃農地の再生利用及び発生の未然防止を推進します。

また、農地パトロールにより荒廃農地の実態把握に努めるとともに、荒廃状況に応じた解消計画を立て、農業委員会や農業協同組合との連携のもと、農地利用調整の取り組みを進めるなど、その解消を図ります。

(3) 多面的機能支払交付金など新たな制度の活用

本市では、令和4年度時点で6地区において多面的機能支払交付金事業の取り組みが行われています。

今後も多面的機能支払交付金事業などの制度を活用し、地域ぐるみで農地や農業施設を守る効果の高い共同活動や環境保全に向けた先進的な営農活動を支援し、地域の財産である農地・水・環境の保全を図ります。

(4) 有害鳥獣被害防止対策

本市では、山すそを中心にイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣被害があるため、豊川市鳥獣被害防止対策協議会、狩猟連合豊川などと連携して、農作物被害の多い地域を中心に有害鳥獣被害防止対策を実施しています。

今後も、中型獣用捕獲檻の貸出し、地元住民との連携によるワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵の維持管理及び地元駆除組合が捕獲した有害鳥獣の実績に応じた報償金の交付など、引き続き有害鳥獣被害防止対策の強化を進めます。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

豊川市森林整備計画や「あいち森と緑づくり事業」による森林保全との調和を図りながら、農用地等の保全を進め、地球温暖化防止や水源かん養、生物多様性保全などの公益的機能の増進に努めます。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、堆積された肥沃な耕地と温暖な気象条件のもと、従来から野菜などの生産が盛んで、施設園芸を主体とした近代的な農業が営まれています。

しかし、大規模工場の進出による工業化とそれに伴う人口増による宅地化や、農業従事者の高齢化、兼業化、後継者不足が進み、農地の一部において荒廃農地が見られるなど、農地が利用計画どおり達成されていない現象が発生しています。加えて、燃料費、飼料価格の高騰や農畜産物の価格低迷が農家の生産意欲に深刻な打撃を与えており、本市農業を取り巻く環境は大変厳しいものになっています。

このような状況の中、「食料・農業・農村基本法」の基本理念である食料の安定供給という農業のもつ命題を果たすためには、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が本市農業を担うような農業構造を確立することが必要です。

そのため本市では、ゆとりある生活の形成と快適な労働環境の整備など、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（令和12年度）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についても更なる経営強化を推進していきます。

具体的な経営の目標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が下表のとおり地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、これらの経営体が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指していきます。

〈効率的かつ安定的な農業経営の年間所得と年間労働時間目標〉

区分	1戸当たりの年間所得	1人当たり年間労働時間
基幹経営体	主たる従事者 1人 400万円×2名 計 800万円	1,800時間程度

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（R3）

さらに、これらの目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ設定した主要な営農類型は次のとおりです。

	営農類型	目標規模	作目構成
ステップアップ経営体	大葉専作経営	施設 90a	大葉 180a (年2作)
	バラ専作経営	施設 100a	バラ 100a
	酪農専業経営	乳牛 80頭	
	養豚専業経営 (一貫経営)	母豚頭数 150頭	
	採卵鶏専業経営 (省力管理経営)	鶏 8万羽	
基幹経営体	水稻専作経営	水田 55ha	水稻移植 23ha、 作業受託 15ha、飼料用米 17ha
	水稻・麦・大豆作経営	水田 60ha	水稻移植 20ha、水稻直播 8ha、 作業受託 15ha、小麦 12ha、飼料用米 5ha
	大葉専作経営	施設 50a	大葉 100a (年2作)
	食用ぎく専作経営	施設 55a	食用ぎく 55a
	イチゴ専作経営	施設 40a	夜冷イチゴ 20a、促成イチゴ 20a
	トマト専作経営	施設 42a	促成トマト 19a、促成長期トマト 46a (年2作)、抑制トマト 19a
	ミニトマト専作経営	施設 30a	促成長期ミニトマト 30a
	トマト・メロン経営	施設 40a	促成トマト 20a、半促成トマト 20a、 抑制トマト 20a、メロン 20a
	キャベツ専作経営	露地 480a	秋冬キャベツ 350a、 春夏キャベツ 130a
	バラ専作経営	施設 50a	バラ 50a
	ガーベラ専作経営	施設 45a	ガーベラ 45a
	輪ギク専作経営	施設 40a	輪ギク 100a (年2.5作)
	スプレーナム専作経営	施設 35a	スプレーナム 105a (年3作)
	コショウラン専作経営	施設 30a	コショウラン 30a
	観葉専作経営 (ポット観葉)	施設 30a	ポット観葉 45a (年1.5回転)
	鉢花専作経営 (シラメ ソ・ポットカーネーション)	施設 60a	シラメ 30a、ポットカーネーション 30a
	ミカン専作経営	施設 露地 80a 70a	ハウスミカン 60a、ハウス不知火 10a、 ハウスせとか 10a、露地ミカン 50a、露 地マルチミカン 20a
イチジク主体経営	施設 露地 30a 60a	ハウスイチジク 30a、露地ミカン 40a、 露地中晩柑 20a	

	営農類型	目標規模	作目構成
基幹経営体	ブドウ専作経営	施設 30a 露地 40a	無加湿巨峰 20a、無加湿シャインマスカット 10a、露地巨峰 20a、露地シャインマスカット 20a
	ナシ・カキ経営	樹園地 260a	極早生・幸水 40a、豊水・あきづき・新高 40a、次郎カキ 120a、富有力カキ 60a
	酪農専業経営	経産牛 50頭	
	肉用牛専業経営 (肥育経営)	肉用牛 250頭	
	養豚専業経営 (一貫経営)	母豚 100頭	
	採卵養鶏専業経営	採卵鶏 3万羽	

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（R3）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農家意向調査（令和4年）において、地区の農業を継続させていくための施策に対する意向は、「農地の有効利用」が最も多く、次いで「就農者等の確保・育成」となっています。

今後は、農地の流動化による集団化、連たん化を促進することにより、担い手の農業規模の拡大を図るとともに農作業受託により実質的な経営規模の拡大を促進する必要があります。

そのため、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行など本市の特徴を十分踏まえた上で、農業情報を提供する農地情報バンクや農地中間管理事業の活用などを通して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進め、農地の集積・集約化を図っていきます。

また、作付地の集団化やブロックローテーション、荒廃農地の活用と流動化を促進し、農地の効率的利用を図るとともに、耕畜連携の強化による飼料用作物の栽培と家畜排せつ物の堆肥化などによる資源循環型農業を促進していきます。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者の育成対策

本市では、豊川市農業担い手育成総合支援協議会を中心として関係機関との連携のもと、「とよかわ就農塾」などの農業講座や新規就農者受入支援事業、認定農業者及び認定新規就農者確保のための啓発・普及活動、農地情報の提供や荒廃農地の復旧助成制度など多様な事業を行うことで、新規就農者をはじめとした担い手の育成を図ります。

また、地域計画に位置づけられた者や今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれら周辺農家に対して、豊川市農業担い手育成総合支援協議会が主体となって、本市、農業委員会、農業協同組合、県等が役割分担しながら、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、農業経営改善計画の認定促進を図ります。

さらに、認定農業者や新規就農者への各種支援活動を一元的に実施できるようにニューファーマーズ研修において、経営相談、経営診断をはじめ、経営管理能力向上や経営規模拡大への支援を推進します。

(2) 流動化対策（農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業）

農業中間管理事業や農業経営基盤強化促進法による基本構想に基づく農業経営基盤強化促進事業、農地情報バンク活動を農地中間管理機構（農地バンク）や農業協同組合、農業委員会と協力して積極的に取り組みます。またこれらの事業については、農地利用最適化推進委員と連携して、各地区の特性を踏まえて、それ

その地区により重点的に実施するものとします。

(3) 農作業の受委託の促進対策

農地流動化が進まない地区は、農業協同組合の作業受託組織などに委託する方法により、労働力、機械力を効率的に利用し、農作業の省力化を図るとともに、土地の利用集積と利用権設定を推進します。

(4) 集落営農組織の育成対策

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の集積・集約化が遅れている集落の全てにおいては、集落を単位として、農地の有効利用と農業生産の担い手育成を図る必要があります。そのため、農業経営の規模拡大を支える集落営農組織及び農用地利用改善団体の法人化・組織化を誘導し、農地の貸借と併せて、農作業の受委託を促進します。

(5) 農業生産組織の活動促進対策

施設園芸組合や農業協同組合の作物別の部会を中心とした営農活動を促進させ、生産団地の育成、集落の機能をいかした複合生産組織の育成を図ります。

(6) 地力の維持増進対策

農地の土壌は農業生産の基礎であり、地力を増進していくことは農業の生産性を高め、農業経営の安定を図る上で極めて重要です。そのため、耕種農家と畜産農家の連携を図り、交換耕作、輪作の導入により地力の増進を促進します。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、昭和 43 年の豊川用水の全面通水を契機として、農業生産基盤の整備をはじめ、集出荷施設の整備や新技術の導入など各種の農業振興施策を推進したことにより、施設園芸を主体とする全国でも有数の産地を形成しています。

中でも、大葉、キク、バラ、イチジクなどは本市を代表する農産物です。いずれも市場の高い評価を得ており、東名高速道路を利用し、関東や関西圏を中心に北海道や九州など全国の市場に向けて出荷されています。

しかし、農業を取り巻く環境において、米価の下落や輸入拡大による農産物の価格低迷や燃料費、農業用資材、飼料価格の高騰による農業所得の減少、農業従事者の高齢化などの全国的な傾向は、本市においても例外ではなく、非常に大きな問題となっています。

こうした中で、今後も全国屈指の農業地帯として「技術と技能を駆使した多彩な経営体が協同活動で支える高品質な産地」を目指していくためには、野菜産地強化計画や酪肉近代化計画、農業協同組合の地域農業振興計画などの各種農業振興計画に基づいて、効率的かつ安定的な農業経営を展開できるよう、施設の近代化を図る必要があります。

そのため、省エネ、低コスト化に向けた新技術の導入、ロボット、AI、IoT など先端技術を活用するスマート農業を積極的に推進し、生産性の向上とコストの削減を図っていきます。

また、農家所得の安定と向上のため、量販店との契約栽培、豊川市農政企画協議会を中心に関係機関と連携して実施する「こだわり農産物認証制度」「とよかわ農業市」を活用した地産地消、加工品の消費拡大に取り組んでいきます。あわせて食育推進計画に基づき、家庭、学校、地域が連携して、食と農を学ぶ機会の提供や学校給食への地場農産物の活用による地産地消に取り組んでいきます。

さらにバイオマスの利活用による収益性向上や支出抑制を図るとともに、バイオマスを地域の貴重な財産として位置づけ、多様なパートナーシップによるバイオマス利活用と、それによる新しい価値やブランドづくりを促進していきます。

このような基本的な考えに基づく作目別、地区別の近代化施設の整備方向は次のとおりです。

(1) 作物別の方向

ア 水稻、麦、大豆

本市の水稻は、「あいちのかおりSBL」「コシヒカリ愛知SBL」を主体とした栽培が行われており、品質にこだわった「音羽米」や「稲荷の里」などのブランド米も生産されています。特に「音羽米」の生産では、中山間地農業ルネッサンス推進事業を活用し、環境にやさしい持続可能な農業を推進しています。また、

市の南部には転作に不向きな湿田も残っていますが、豊川中部地区や一宮地区、御津地区ではブロックローテーション化が進み、担い手による麦、大豆などの生産が行われています。

今後は、農地中間管理事業により、地域計画に位置づけられた者への農地の集積・集約化が加速するよう、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と一体となって推進します。

また、地産地消を柱とした「売れる米づくり」を目指し、種子更新率の向上や農薬等の一層の低減、米麦大規模乾燥調整貯蔵施設の有効活用を促進し、「こだわり米」「良質米」などの消費者が求める良質で安全・安心な米の生産を促進します。また、高性能田植機や水稲不耕起V溝直播機などの高性能機械の活用を通じて、一層の低コスト化、省力化を推進します。

麦、大豆、飼料用米等についても実需者ニーズに沿った品質の向上を図るとともに、作付けの団地化とブロックローテーションでの栽培を定着させ、安定した収量を確保するための水田をフル活用した生産、管理システムの整備を促進します。

また、需要に応じた生産の促進と水田農業経営の安定を図るため、経営所得安定対策による支援を行います。

イ 施設野菜

施設野菜は、大葉、トマト、イチゴ、メロン、アスパラガス、ハーブが中心で、近年、養液栽培などの新技術の導入が積極的に行われている本市の基幹作目です。

今後も、ICT を活用した環境制御装置の導入など、より一層の低コスト、省力化、高付加価値化を推進し、競争力の強い産地づくりを目指します。

また、効率的かつ安定的な農家を育成するために、意欲的な農家に対しては、各種補助事業や農業制度資金による支援を積極的に進めるとともに、農業協同組合と連携して遊休ハウス施設などの農地情報バンクを充実、強化し、規模拡大などを促進します。

さらに、安全、安心な農産物を供給するため、GAP の導入や化学農薬、肥料を削減した環境保全型農業の拡大を図ります。

出荷においては、契約栽培などを拡大する一方、集出荷施設の充実を図り、共選、共販体制を強化し、計画出荷を促進します。

ウ 露地野菜

本市の露地野菜は、キャベツ、ハクサイ、ナス、ブロッコリー、自然薯を主体として多品目の生産が行われています。

キャベツ、ハクサイは、重要な品目として野菜生産出荷安定法に基づき指定された指定野菜で、本市はその出荷の安定を図るために必要な産地に指定されています。しかし、重量野菜であることもあり、生産者の高齢化などに伴って作付面

積は減少傾向にあります。荒廃農地の増加も懸念されていますが、荒廃農地を活用したサツマイモの栽培と農商工等連携事業による加工販売など新たな取り組みも行われています。

今後は、省力化、低コスト化を進めるための多目的作業機、収穫機の導入や担い手への農地の集積・集約化による規模拡大を推進するとともに、野菜価格安定制度の普及や、庭先集荷の実施、農業協同組合と連携した農作業支援システムの充実、強化などを推進し、産地として維持、発展を図ります。

また、畜産農家による優良堆肥を活用した土壌改良、連作障害の防止、地力の増進、生産技術の向上、新品種の導入、適切な肥培管理と品質の向上を図るとともに、生産組織を強化し、出荷体制の確立を図ります。

さらに、消費者の信頼を確保するため、流通、販売組織との連携を図り、生産から消費までの一貫したトレーサビリティ・システムの確立を進めるとともに、所得向上につながる6次産業化の取り組みや「こだわり農産物認証制度」を活用した販売 PR に取り組みます。

エ 果樹

本市の果樹は、イチジク、カキ、ミカン、ナシ、ブドウが主要作目となっています。

特にハウスイチジクは、全国に先駆けて施設栽培に取り組むなど、差別化、高付加価値化が進められ、ブランドとして確立しています。

今後も、果樹広域濃密生産団地形成計画に基づき、規模拡大や施設化、優良品種の導入、適切な肥培管理などを促進し、産地として維持、発展を図ります。

また、消費者の信頼を確保するため、流通、販売組織との連携を図り、生産から消費までの一貫したトレーサビリティ・システムの確立を進めるとともに、所得向上につながる6次産業化の取り組みや「こだわり農産物認証制度」を活用した販売 PR に取り組みます。

さらに、輸出に向けた情報収集、PR 活動を推進するなど、意欲ある生産者に対する支援を行い、産地の活性化を図ります。

オ 花き

花きは、発祥の地と言われるスプレーマム、輪ギク、バラ、ガーベラ、シクラメン、ファレノプシス（コショウラン）、ポット観葉が中心で、本市の基幹作目となっています。

輸入の増加や、新興産地の台頭などにより経営環境は厳しさを増していますが、年3作体系の確立やソイルブロック育苗が進むスプレーマム、ロックウール栽培やウォーターバケット輸送を導入したバラなど、技術的に非常に高い水準にあります。

今後は、このような高い技術水準を背景として、消費者ニーズに対応した生産、

新品種の導入、LED 導入や炭酸ガスなどの環境制御による増収技術の導入を促進します。また、効率的かつ安定的な農家を育成するために、意欲的な農家に対しては、各種補助事業や農業制度資金による支援を積極的に進めるとともに、農業協同組合と連携して遊休ハウス施設などの農地情報バンクを充実、強化し、経営規模の拡大などを促進します。

一方、加温期間における燃油価格の変動は経営に大きく影響し、今後の価格動向も依然として不透明な状況にあります。そのため、原油価格高騰に耐えうる産地体制を確立するため、低温開花性品種の導入やヒートポンプ、ICT を活用した環境制御装置などの省エネルギー型設備の導入を促進します。

出荷においては、効率的な輸送方法の検討や集出荷施設の充実を図り、共選、共販体制のもとに計画生産出荷を進め、周年出荷体制を強化し、ブランド化を促進します。

カ 畜産

本市の畜産は、乳牛、肉牛、養豚、採卵鶏が主体となっています。特に肉豚は、格付評価としての上物率が高く、市場からも評価されています。また、食品残渣飼料（エコフィード）を供給して生産された「豊川エコポーク」や高い飼育技術と統一飼料で生産される「みかわポーク」がブランド化されており、コロケなどの加工品も作られています。しかし、畜産を取り巻く環境は、TPP11（環太平洋パートナーシップ協定）や日EU・EPAの発効など貿易自由化の進展や、畜産物に対する消費者ニーズの多様化、PED（豚流行性下痢）等の疾病対策、家畜ふん尿処理問題など多くの課題を抱えています。

今後は、現状維持に努め、ICT（情報通信）を活用した施設改善による省力化、飼料生産技術の向上によるコスト低減と経営の合理化、所得向上につながる6次産業化の取り組み拡大等を推進します。

特に穀物価格の上昇等によって配合飼料価格が上昇しており、輸入飼料に依存する畜産農家の経営を圧迫しているため、飼料自給率向上が重要な課題となっています。

そのため、耕畜連携による飼料用稲の作付拡大、食品残渣の液状飼料化の利用促進、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図ります。

また、我が国における豚熱（CSF）や鳥インフルエンザの疾病発生を踏まえて、食の安全と消費者の信頼確保を図るため、発生予防についての啓発・支援、飼養衛生管理基準の遵守徹底に向けた指導などを推進します。

ふん尿処理については、環境保全対策はもとより、その適切な管理とバイオマス資源としての有効利用を図るため、各種補助事業、制度資金を活用し、処理施設にて生産した優良堆肥の耕種農家への供給を推進するとともに、一般市民へも堆肥の消費宣伝を図り、資源循環型社会に対応したまちづくりを推進します。

(2) 地区別の方向

ア 音羽地区（A）

本地区は、水稻を主体とする生産が行われています。

これまで乾燥調製施設や産地直売施設などの整備が進められてきました。

そして現在、「音羽米を育てる研究会」による減農薬栽培の継続等により米のブランド化が進められるなど、意欲的な生産が行われています。

今後は、水稻不耕起V溝直播栽培の導入拡大による作業の省力化などを進め、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るとともに、地産地消を柱とする安全、安心で品質にこだわった良食味米づくりを促進します。

イ 豊川西部・御津・小坂井西部地区（B）

本地区は、水稻をはじめ、イチジク、ミカン、シクラメン、養豚などの生産が行われています。

これまでイチジク、ミカンの施設化による差別化、高付加価値化の取り組みや集出荷場、貯蔵施設などの整備が進められてきました。

今後は、整備された施設の有効利用と団地化、省力、省エネ技術や優良品種の導入、食品残渣の液状飼料化、所得向上につながる6次産業化などを積極的に進め、効率的かつ安定的な農業経営の育成と高品質、高付加価値化によるブランド力の向上を促進します。

ウ 豊川東部・豊川南部・小坂井東部地区（C）

本地区は、水稻、施設園芸を主体とする生産が行われています。

これまで、新技術の導入や育苗施設、集出荷場や直売施設などの整備が積極的に進められ、本市農業の中心地帯となっています。

今後は、水稻不耕起V溝直播栽培の導入拡大をはじめ、養液栽培、低コスト耐候ハウス、ヒートポンプの導入、LED導入や炭酸ガスなどの環境制御による増収技術の導入などにより一層の省力、省エネ化、高付加価値化を進め、効率的かつ安定的な農業経営の育成と産地の強化を促進します。

エ 豊川中部・一宮地区（D）

本地区は、水稻をはじめ、野菜、果樹、畜産などの多様な生産が行われています。

これまで、育苗施設、乾燥調製施設、施設園芸団地、養鶏団地、集出荷場、直売施設などの整備が進められてきました。

そして現在、ドローンを使用した農薬散布など、農作業の効率化が進められています。

今後は、整備された施設の有効利用と適切な更新、AIなどの先端技術を活用したスマート農業の導入、所得向上につながる6次産業化などを積極的に進め、効

率的かつ安定的な農業経営の育成と産地の強化を促進します。

また、堆肥化施設の整備を進め、耕種農家と畜産農家の連携のもと、堆肥の積極的活用による資源循環型農業の確立を推進します。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
集出荷貯蔵施設	三上町西河原 11,000 m ²	B、C、 D	—	—	JA ひまわり	1	

農業近代化施設整備計画図（別添付図4号）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

現在、市内には農業就業者の育成、確保のための施設は整備されていませんが、教育の中核施設とされる農業大学校との連携を強化しています。本市の農業を持続的に発展させるためには、効率的かつ安定的な経営体の育成とともに魅力とやりがいのある農業を目指して、新規就農者の育成、確保に努めなければなりません。

今後は、担い手の育成、確保を図るため、豊川市農業担い手育成総合支援協議会を中心に関係機関との連携を強化し、とよかわ就農塾等の開催や認定農業者及び認定新規就農者確保のための支援・育成活動をはじめ、農業経営の組織化、法人化など様々な支援活動を行っていきます。

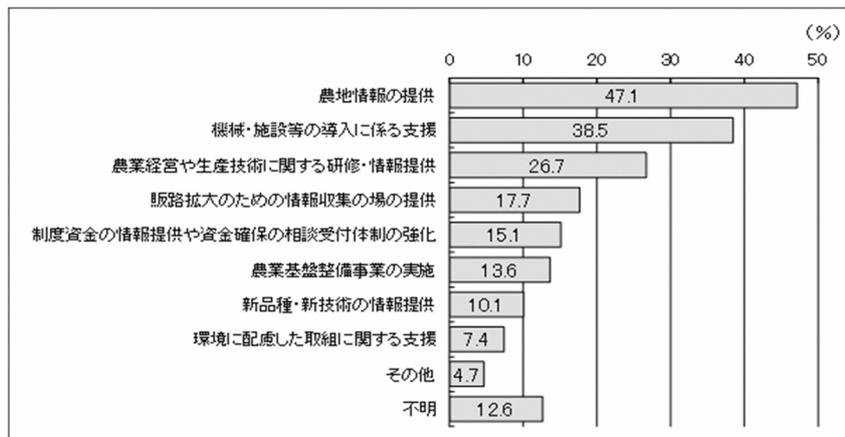
特に、農家意向調査（令和4年）において、担い手育成対策として期待の高かった「農地情報の提供」では農地情報バンク、eMAFF 農地ナビの活用等の充実に取り組んでいきます。

また、若者に対し、広報活動や農業体験により、農業への理解と関心を持ってもらうことや、農業以外の職業から農業へUターンする青年や中高年者への支援など、農業大学校、東三河農起業支援センター（東三河農林水産事務所）、農業経営士、青年農業士などの協力のもと、農業協同組合などと連携して担い手育成を推進していきます。

特に、新規就農に必要な基本的栽培技術や経営管理面の初歩的な知識の習得を図り、将来の効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、引き続き農業協同組合と連携して「とよかわ就農塾」の農業研修を行っていきます。

さらに、女性や定年退職者、農地所有適格法人など地域農業の担い手となる多様な農業経営体の育成、確保に結びつく方策についてもあわせて検討していきます。

※令和4年農家意向調査—担い手育成対策について



資料：農家意向調査（令和4年）

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対函番号	備考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 認定農業者などの育成支援

効率的かつ安定的な農業経営体の育成にあたっては、認定農業者制度の普及啓発を行い、認定農業者の育成活動を推進します。また、認定農業者が効率的かつ安定的な農業経営を達成するため、さらに自らの経営改善に取り組むための支援、指導を推進します。具体的には、農家意向調査（令和4年）で最も期待の大きかった「農地情報の提供」を農業委員や農地利用最適化推進委員と連携して現場活動を中心に重点的に進めます。農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上のため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の支援等を重点的に行います。

また、魅力ある農業経営の確保とゆとりある生活の確保のための農業経営技術、先進技術、情報の習得を図るための研修事業や認定農業者制度を活用した支援を行います。技術面については愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課や農業協同組合との協力、連携により支援します。また資金面では、経営体育成支援事業による施設、機械経費の補助や農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、農業近代化資金などの農業制度資金に対する無利子化または利子補給を通じた支援を行います。

(2) 農業経営の組織化、法人化

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもっています。

そのため、地域内の兼業農家の連携強化や農地の管理や作業を受託するオペレータの育成、農作業の受委託を促進することにより、地域や営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営改善を図り、体制が整ったものについては、法人化へ誘導します。

(3) 女性の農業活動の支援

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結により役割分担や経営方針を明確にさせることによって経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員への登用や、農村生活アドバイザーによる地

域計画の検討等、地域農業の政策・方針決定への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めます。

(4) 新規就農者の育成と確保

新規就農者に対しては、農業基礎知識と農業経営技術の習得を図るため、農業協同組合と連携し、「とよかわ就農塾」の研修などを支援します。

また、県との連携を強化し、経営が軌道に乗るまでの間は、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）、認定新規就農者制度などを活用しながら新規就農を支援します。

さらに、農業協同組合が主体で実施する就農インターン制度（経営継承型・経営創業型）等、就農者の状況に応じた支援により多様な担い手を育成・確保し、地域農業の持続的な発展を目指します。

(5) 農業者同士などを結ぶネットワーク活動支援

望ましい地域農業の確立に向けては、農業者同士が切磋琢磨し、様々な情報交換を行うための人的ネットワークづくりが重要です。

特に、新規参入者やUターン就農者は、農業についての経験・技術・知識に個人差が大きいこと等から、個々の特性・条件を踏まえた、栽培技術や経営管理に関する指導が必要となっています。

そのため、農業経営士会や青年農業士会などの情報交換のできる場や交流活動を通じて、農業者や組織が相互連携、協力できるネットワークづくりを支援します。

また、担い手の育成にあたり、就農初期の販路開拓が困難な新規就農者や低農薬・低化学肥料、有機農業などに取り組む農業者の支援のため、販売機会の創出に資する場としての産直施設の整備を推進します。

加えて、農業者と商工業者が連携して新商品づくりや新たな販路開拓に取り組む農商工連携や所得向上につながる6次産業化の取り組みを促進します。

そのため、関係機関の協力のもと、農業者と商工業者の交流機会の提供、農商工等連携事業や6次産業化等推進事業に関する指導、助言、その他有機的連携への支援を推進します。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

東名高速道路、国道1号、国道23号、国道151号をはじめとする広域的な交通条件に恵まれた本市は、輸送機器を中心に数多くの製造業が集積しているほか、醤油や佃煮など、食料品製造業も多くみられます。令和2年春頃からはじまった新型コロナウイルス感染症の影響により、感染防止対策と社会経済活動の両立に苦しんできましたが、感染症法上の位置付けの変更に伴い、本市企業の経営環境は平時を取り戻す傾向にある中、依然として雇用情勢は厳しい状況にあります。

また、本市ではこれまで、安定兼業という形で農家所得の向上が図られてきましたが、一方で、下表に示すように日雇、臨時雇などの不安定兼業農家が約2割存在し、約4割が市外での従業となっています。

今後は、地元農産物やバイオマスをいかした農商工連携や6次産業化、地域共生社会の実現に向けた農福連携の取り組みを拡大するとともに、農観連携による交流の活性化に努め、就業機会を新たに生み出していきます。

一方、農業従事者の他産業への就業機会の確保を図るために、地域関係者との綿密な連絡調整のもと、優良農地の確保、保全に留意しつつ、農村活性化のために必要な新たな企業用地の整備を進めていきます。

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	—	—	—	851	—	—	903	—	—	1,754
自 営 兼 業	—	—	—	297	—	—	56	—	—	353
出 稼 ぎ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日 雇 ・ 臨 時 雇	—	—	—	283	—	—	131	—	—	414
総 計	—	—	—	1,431	—	—	1,090	—	—	2,521

(注) 1 目標：令和15年(2033年)

2 資料：農林業センサス、令和4年農家意向調査等を参考に実績から勘案した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るためには、市内における就業機会の確保が重要です。

そのため、中小企業の経営基盤の安定、強化への支援に努めるとともに、白鳥地区の大規模商業施設をはじめとして、広域的な交通条件をいかした新たな企業用地の開発や空き工場用地を活用した積極的な企業誘致などにより、安定的な就業の場

の確保を図ります。

また、千両いもなど地元農産物を活用した創作スイーツなど、新たな商品開発に取り組む意欲的な農業従事者への支援を積極的に行うとともに、新たな加工原料産地として振興し、就業機会の拡大を図ります。

さらに、豊川いなり寿司の販売やバイオマスの利活用をはじめとした農商工連携、所得向上につながる6次産業化の取り組みを促進し、農産物の高付加価値化や新商品開発など新たな地域ビジネスを展開し、就業機会の拡大を図ります。特に、観光活性化に向けた多様な連携により、交流の活性化、情報発信などについて支援します。

一方、社会情勢の急速な変化と都市化の進展のもと、調和のとれた農業振興を図るため、農業委員会や農地利用最適化推進委員等との連携のもと、農地中間管理事業を活用し離農や規模縮小を希望する農家、不安定兼業農家、高齢農家から地域計画に位置付けられた者への農地の集積・集約化、農作業の受委託などを促進し、地域の実情に応じた農村地域の活性化のための土地利用調整円滑化を推進します。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市では、農家の少子高齢化や兼業化、混住化などが着実に進行しており、地域の活力低下をはじめ、農地、農業用水の維持管理、さらに農業生産に加えて、環境汚染や伝統文化の衰退なども懸念されている状況にあります。

一方、本市は、東三河地域の中核都市として発展するため、整備が進む広域幹線道路事業と連携しながら、企業誘致や住環境整備など定住・交流施策に重点的に取り組み、活力と魅力ある地域づくりを進めており、農業・農村を取り巻く環境は、より一層大きく変化していくことが予想されています。

このような中で、今後、集落における農業の生産条件と生活環境の調和のとれた発展を図るためには、農業の近代化とともに、農村地域固有の広い空間、豊かな緑を十分活かした農村生活環境基盤を整備する必要があります。

また、農家・非農家を問わず自主的なコミュニティ活動を積極的に計画し、各種行事を通じた意識の高揚と連帯感の向上を図ることが必要となっています。

そのため、農村が持つ美しい自然環境を保全しながら、以下のような安全性、保健性、利便性、快適性、文化性に富んだ、農業従事者や市民がいつまでも安心して生活できる環境整備と集落機能の向上を推進していきます。

また、農村の生活環境の整備は、農業生産活動と生活が同一空間で営まれている特性を踏まえて、土地、水の秩序ある利用の促進と利便性の向上のため、農地の計画的な保全、都市的土地利用との調整を図りながら農業基盤整備との一体的な整備に努めていきます。

なお、施設を整備するにあたっては、利用する住民の創意と工夫を十分に反映させ、適正な規模、農村景観との調和、市民による自主的な活動による維持、管理運営などを配慮していきます。

(1) 安全性

誰もが安心して、安全に暮らすことのできる安全性の高いまちづくりを推進します。

ア 防災

東日本大震災や熊本地震を教訓として市民の意識は確実に高まっていますが、切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震や、台風、集中豪雨による風水害への対策が重要な課題となっています。そのため、今後さらに市民の防災意識の啓発に努めるとともに、防災アプリ登録の推進や防災人材の育成、建築物の耐震化など、防災体制の充実を図ります。また、都市化の進む本市においては、農地の保全をはじめ、森林保全や土砂災害対策、雨水浸透施設の設置など、総合的な治水、治山対策を推進します。さらに、農業用ため池については、耐震性向上のための補強整備や、ため池ハザードマップの活用を進めます。

イ 防火

火災については、おおむね年平均約 50 件発生しています。今後も防火意識の啓発をはじめ、老朽化が進む消防署本署の建替え整備、消防施設の設備充実や消防団、市民との協力体制の強化を図り、行政と地域が一体となった火災予防対策を進めます。

ウ 交通安全

近年、交通事故（人身事故）発生件数および死傷者数は減少傾向にあるものの、高齢者の死傷者の割合は増加傾向にあります。今後は、交通事故が減少し、交通事故による死傷者数が少ない安全なまちの実現を目指し、交通安全指導の強化、交通安全ボランティアの育成・強化、交通安全意識の醸成、交通安全施設の整備等を推進します。

エ 防犯

市内の刑法犯年間認知件数は大幅に減少傾向にあるものの、今なお、自転車盗や侵入盗のような市民の生活を脅かす犯罪が多く発生しています。そのため、防犯灯や防犯カメラの設置に対する支援のほか、警察、各種防犯組織、防犯ボランティア、市民の密接な連携のもと、地域の防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(2) 保健性

環境基本計画に基づいて、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、適切なごみ処理などにより衛生環境が向上し、健康で生き生きと暮らせる人が増える保健性の高いまちづくりを推進します。

ア ごみ処理

ごみ排出量は減少傾向にありますが、今後も、適正なごみ処理方法の普及啓発のもと、リフューズ（不要なものは断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として活用する）を推進し、市民、事業者、行政が一体となった、ごみの減量化に取り組むとともに、ごみ処理施設の効率的な運用を推進します。また、バイオマス資源として、家畜排せつ物や刈草、剪定枝の堆肥化、燃料化への利活用、食品残渣の液状飼料化などを推進し、資源循環型社会の形成を図ります。

イ 排水処理・し尿処理

排水処理施設の整備が進んだことにより公共下水道普及率は全国平均を上回り、市内主要河川（佐奈川、音羽川）の水質状況（BOD 値）は平成 21 年度に比べて改善しています。今後も公共下水道、農業集落排水等の整備を進め、河川などの

水環境の保全を目指します。

ウ 保健

職場、行政、地域の連携のもと、生活習慣の改善に重点を置き、健康診査や健康づくり意識の啓発を図り、市民の日常生活における健康づくりを推進します。

エ 医療

地域の医療機関が連携し、地域で医療が完結できる地域完結型医療の提供と、先進的医療機器の導入等による市民病院の機能強化を図るなど、医療の質の向上に取り組みます。

(3) 利便性

都市の基盤となる道路や公共交通などが整備され、コンパクトで利便性の高いまちづくりを推進します。

ア 道路

生活道路については、改良率や都市計画道路の整備率は向上しています。今後も、市街地の混雑を緩和し、機能的な道路網を確保するため、幹線道路網と接続道路の整備を進めるとともに、市道の拡幅、交差点改良、歩道の設置や橋梁の長寿命化などを推進します。

イ 公共交通

本格的な高齢社会の到来や地球環境にやさしい交通の実現に向けて、公共交通の必要性が高まっています。そのため、主要な鉄道駅周辺のバリアフリー化等、都市環境の整備を進めるとともに、日常生活における移動の確保に努め、公共交通機関の充実を図ります。

ウ 情報

ホームページなどのさまざまな広報媒体を活用した情報提供に取り組んでおり、世代問わず幅広い層の市民が市政に参加できるよう、わかりやすく、きめの細かい行政情報を発信しています。今後も農業、農村分野におけるロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用したスマート農業技術等の情報提供を積極的に進め、効率的な農業経営、経営の多角化、新たな市場開拓、交流促進による農村の活性化などを推進します。

(4) 快適性

公園、緑地などの憩いの空間整備をはじめ、高齢者福祉などが充実した快適性の高いまちづくりを推進します。

ア 公園・緑地・河川

公園、緑地については、公園施設のバランスのとれた配置や公共施設と市街地の緑化を進めるとともに、本宮山、宮路山、御津山、御油マツ並木など地域資源の保全と活用による良好な緑地環境整備を推進します。さらに、河川については、散策路などの環境整備を進めるとともに、用排水路やため池などの土地改良施設についても環境に配慮した整備を進め、市民が親しめる憩いの空間づくりを推進します。

イ 高齢者・児童等

高齢者福祉については、高齢者の人口増加に伴い、自立高齢者の割合が減少傾向にある現状を踏まえて、高齢者が自立し、生きがいのある生活を送っているまちを目指し、健康づくりや生涯学習、生きがいづくりへの支援をはじめ、地域包括ケアシステムの構築、介護サービスの充実などを推進します。

障害者福祉については、障害のある市民が地域や家庭で自立し、充実した生活を営んでいるまちを目指し、移動支援、意思疎通支援、農福連携を含む就労支援などの障害者サービスの充実と障害者の生活支援として相談支援の拡充等を目標として支援を推進します。

児童福祉については、安心して子どもを産み育てやすい環境が整っているまちを目指し、個人、家庭、地域、職場、そして行政が一体となり、子育て支援や幼児教育、保育、母子保健の充実、配慮が必要な家庭や子どもへの支援を推進します。

(5) 文化性

教育環境の充実と文化振興などにより豊かな心と人づくりが進む文化性の高いまちづくりを推進します。

ア スポーツ

「豊川市スポーツ振興計画」に基づき、スポーツ教室・大会の開催等、スポーツに親しむ機会の創出やスポーツ施設の維持管理、整備を推進します。

イ 生涯学習

多様化している市民の生涯学習ニーズにこたえていく必要があるため、既存の生涯学習施設を有効活用しながら、とよかわオープンカレッジへの支援等により生涯学習機会の充実を図ります。また、市民が作物の栽培を通じて農業に対する理解を深めることを目的に、農地所有者による市民農園の開設を支援します。

ウ 地域文化

本市には、奈良・平安時代に三河国府、三河国分寺、三河国分尼寺が置かれ、古くからこの地方の政治、経済、文化の中心として、また東海道をはじめ交通の要衝の地として栄えてきました。そのため、本市には史跡や多様な文化財など地

域固有の歴史遺産が伝承され、これらが今日の日常生活の中に息づいています。今後も時代を越えて後世へ受け継ぐため、市内各地にある数多くの祭礼行事なども含め、地域文化の発展を支援します。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対函番号	備考
農業集落排水事業	一宮西部	242戸	1	令和4～令和8年

生活環境施設整備計画図（別添付図6号）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

あいち森と緑づくり事業を活用した、整備が進まない森林の間伐により、里山の持つ水源や生物多様性の保全、地域の環境保全や災害防止など公益的機能を維持するための森林整備を推進します。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

市総合計画における都市計画道路網や下水道整備計画、公園整備計画などの他事業との広域的な土地利用と調整を進め、調和のある集落環境整備を推進します。

第9 付 図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- 5 生活環境施設整備計画図（付図6号）
- 6 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図（付図7号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

詳細は、別図（付図 8 号）と別冊調書（農用地区域地番一覧表）のとおりです。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりです。

地区名	用途区分
音羽地区 (A)	農地：別図で黄色に着色した地番に当たる土地で別冊調書の用途区分欄を農地とした地番に当たる土地 農業用施設用地：別図で茶色に着色した地番に当たる土地で別冊調書の用途区分欄を農業用施設用地とした地番に当たる土地
豊川西部・御津・ 小坂井西部地区 (B)	
豊川東部・豊川南部・ 小坂井東部地区 (C)	
豊川中部・一宮地区 (D)	